

個人情報保護法の改正と 企業実務に与える影響(上)

AI開発等の場面における本人同意要件の緩和、 子供の個人情報や顔特徴データ等の取扱い



大江橋法律事務所 弁護士 /
ニューヨーク州弁護士 /
情報処理安全確保支援士
上原 拓也

▶ PROFILE

takuya.uehara@ohebash.com

第1 はじめに

2026年4月7日、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第221回特別国会に提出されました。

この法律案は、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報法」といいます)のいわゆる「3年ごと見直し」^{注1}に伴う措置として、個人情報法及び関係する法律に大幅な改正を加えるものです。主管官庁である個人情報保護委員会(以下「委員会」といいます)は、その提出理由について、「デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっていることを踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、その一層の保護を図るため、身体の一部の特徴に係る情報が含まれる個人情報等について違法な取扱い等がなくとも本人による利用停止等の請求を可能とするとともに、個人情報の違法な取扱い等によって財産上の利益を得た場合に個人情報保護委員会が課徴金納付を命ずる制度を設けるほか、統計等の作成を行う第三者に個人情報を提供する場合等について本人の同意を不要とする等の措置を講ずるもの」としています^{注2}。

委員会によれば、上記法律案による個人情報法の改正内容は、閣議決定3か月前の2026年1月9日付けで公表された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」で示された次の4つの柱から成っています。

- ①適正なデータ利活用の推進
- ②リスクに適切に対応した規律
- ③不適正利用等の防止
- ④規律遵守の実効性確保のための規律

上記法律案は本稿脱稿時点(2026年6月5日時点)で未成立ですが、原案どおり成立すれば日本におけるAIをはじめとするデジタル技術の発展やデータの利活用に大きな影響を与えることが確実な同法律案の内容と、それらを踏まえて企業に求められ得る今後の対応について、本ニュースレターでは、本号と次号の2回に分けて、上記4つの柱に沿って概説します。前編の本号では、①の「適正なデータ利活用の推進」と、②の「リスクに適切に対応した規律」のうち子供の個人情報及び顔特徴データ等の取扱いに関する規律を取り上げます。

なお、上記法律案が原案どおり成立したと仮定した場合における同法律案による改正後の個人情報法について、以下「改正法」といいます。

注1 従前の「3年ごと見直し」に関する議論状況は、大江橋ニュースレター2025年4月号「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しの現状—執行手続の変化やAI開発への影響など—」参照。

注2 委員会「『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案』の閣議決定について」(2026年4月7日)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第2 適正なデータ利活用の推進

■ AI開発その他の統計作成等に係る本人同意要件の緩和

現行の個人情報法は、事業者があらかじめ特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報^{注3}を取り扱う場合や、要配慮個人情報^{注4}を取得する場合、第三者に個人データ^{注5}を提供する場合等に、原則として本人の同意を得ることを求めています(18条1項、20条2項、27条1項)。これらの規制については、特にAI開発事業者がAI開発のために個人情報を含む学習用データセットを用いるような場面で、どこまで厳格に適用されるのかに関し様々な議論があり、実務に混乱をもたらしているとの指摘があります。

委員会は、AIの学習済みモデルを構成する学習済みパラメータ(重み係数)について、たとえ個人情報(個人データ)を含む学習用データセットを用いて生成したものであっても、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては個人情報に該当しないとの見解を明らかにしています^{注6}。もっとも、だからといってAI開発事業者がユーザー企業等の第三者から個人データの提供を受けてAI開発に用いることが無制限に許されるとは解されておらず、あくまでも、当該第三者から委託された業務の範囲内でAI開発を行う場合のみ、本人の同意なく個人データの提供を受けることができる(個人情報法27条5項1号)という見解が有力です^{注7}。

したがって、AI開発事業者や、AI開発事業者に個人データを提供するユーザー企業等(いわゆる開発委託を行う企業等に限らず、学習機能付きのAIツールを利用する企業等を含む)の立場では、想定されているAI開発がユーザー企業等から「委託された業務の範囲内」といえるか否かが重要ですが、その意味するところは必ずしも明らかではありません。例えば、個人データの提供元とは別のユーザー企業に利用させることをも企図したAI開発が、果たして提供元から「委託された業務の範囲内」で行うものといえるのかについては争いがあり、委員会も立場を明確にしていませんでした。

また、インターネット上の公開情報を収集して学習用データセットを作成する場合、収集対象に要配慮個人情報が不可避免的に含まれることがあり得ます。その場合でも、当該要配慮個人情報を本人や報道機関等が公開しているのであれば、現行法下でも収集に当たって本人の同意は不要ですが(個人情報法20条2項7号)、収集される全ての要配慮個人情報がこれらに該当する保証はなく、万が一これらに該当しない要配慮個人情報を本人の同意なく収集してしまった場合の違法リスクが指摘されていました。

こうした状況を前提として、改正法は、専ら「統計作成等」を行う目的で要配慮個人情報を取得する場合や、専ら「統計作成等」を行う目的で個人情報を取り扱おうとしている他の事業者に対して当該個人情報を提供する場合は、一定の事項を公表すること等を条件として、本人の同意を不要とする特例を用意しています(30条の2第1項・第5項)。

注3 生存する個人に関する情報であって、①当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)、又は②個人識別符号(後記第3の2参照)が含まれるもの(個人情報法2条1項)。

注4 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報(個人情報法2条3項)。

注5 個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構

成したものの他の特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。個人情報法16条1項)を構成する個人情報(同条3項)。

注6 委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」(2025年7月1日更新)1-8。

注7 学習済みパラメータと同じく、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて個人情報に該当しないとされる統計情報(複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報)の作成に関し、委員会・前掲脚注6・7-38参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「統計作成等」は、「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報(個人に関する情報であるものを除く)を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」と定義されています(改正法2条13項)。この定義がAI開発を念頭に置いていることは、改正法の制定に向けた議論の経過に照らし明らかですが、他方で、全てのAI開発が「統計作成等」に該当するとはいい切れません。特に、成果物としての「大量の情報の傾向又は性質に係る情報」に「個人に関する情報」が含まれると評価されてしまうと、「統計作成等」には当たらないと解されることに留意が必要です。

また、特例適用の条件として公表すべき事項には、自社の氏名又は名称のほか、目的とする「統計作成等」の内容が含まれており、これがどこまでの事項の公表を求めるものなのか(例えば「AI開発」とだけ公表すれば足りるのか、それとも開発するAIの機能等の詳細もある程度公表する必要があるのか)に関し、今後の省令・ガイドライン等の制定に向けた議論を注視する必要があります。特例の適用対象となる個人情報(及びこれを複製・加工した結果として生じる個人に関する情報)について、公表した内容の「統計作成等」に必要な範囲を超えた取扱いが禁止されること(改正法30条の2第4項・第9項)に照らせば、この禁止に実効性を持たせる程度の具体的な内容の公表が要求される可能性は十分にあります。

さらに、専ら「統計作成等」を行う目的で個人情報を取り扱おうとしている他の事業者に対して当該個人情報を提供する場面においては、自社のみならず提供先の他の事業者においても一定事項を公表させる必要があります(改正法30条の2第5項1号)、かつ、当該他の事業者との間の書面(電磁的記録を含む)による合意の中で、当該提供が特例によるものである旨を明確に定めることが必要となります(同項2号)。した

がって、AI開発事業者に個人情報を提供するユーザー企業等の立場では、こうした条件が確実に充足されるよう、AI開発事業者との間の契約内容を見直す必要があるといえます。

なお、特例適用の対象となる個人情報は、個人データに当たらない場合でも(さらには、当該個人情報を複製・加工した結果として、個人情報にすら当たらない個人に関する情報となるに至った場合でも)、その漏えいの防止のために必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならないとされるため(改正法30条の2第14項)、特例を活用しようとする事業者においては、情報セキュリティ体制の見直しも必要になると考えられます。

2 その他の場面における本人同意要件の緩和

(1) 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな個人情報の取扱い

前記1のとおり、現行の個人情報法は、事業者が第三者に個人データを提供する場合等について本人の同意の取得を求めています。契約の履行のために不可欠なものをはじめ、本人の意思に反しないことが明らかといえるような個人情報の取扱いであっても、一律に本人の同意を要求することの合理性については、従前疑問が呈されていました。

この点に関し、改正法は、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報(要配慮個人情報/個人データ)の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を、新たに本人同意要件の例外事由としています(18条3項7号、20条2項7号、27条1項8号)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

改正法の制定に向けた議論の中で委員会が公表した文書注)8の中では、この例外に該当するケースとして、「本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合」や、「金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合」が例示されています。従来、こうした取扱いは、本人の黙示の同意があるという整理の下で実施されていたものも少なくないと思われるところ、他の同種のケースについて、どこまでが上記例外事由に該当するとされ、どこからが引き続き黙示の同意による整理すべきなのか(さらに、どこからは黙示の同意による整理することもできず、明示的な同意取得が要求されるのか)に関し、今後の省令・ガイドライン等の制定に向けた議論を注視する必要があります。例えば、近時、建設業者が自社従業員に関する個人データを労務安全サービスを通じて他の建設業者(元請業者)へ提供することについて、当該従業員による黙示的な同意の存在を推認し得ると判断した裁判例注)9が現れたところ、改正法の下でこうしたケースがどのように整理されるのかは、一般に「黙示の同意」が認められる範囲の広狭にも影響するものと考えられ、注目に値します。

(2) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のための個人情報の取扱い

前記1で触れた本人同意要件に関し、現行の個人情報法は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」あるいは「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」であって、「本人の同意を得ることが困難であるとき」を例外としています(18条3項2号・3号、20条2項2号・3号、27条1項2号・3号)。

例えば、製薬企業や医療機関等が、新薬の開発や新たな治療法の確立のために、過去に取得した個人情報を(当時特定していた利用目的の達成に必要な範囲を超えて)取り扱うこ

とは、「公衆衛生の向上…のために特に必要がある」とはいえるものの、これに加えて「本人の同意を得ることが困難」といえない限り、上記例外に当たらず本人の同意が必要になります注)10。この「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件について、委員会は、「本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めるともなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合」や、「本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない等の場合」が該当するとしています注)11。しかし、必ずしも「本人の同意を得ることが困難」とはいえないが、本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等にまで、本人の同意がなければ上記のような取扱いを認めないことの合理性については、従前疑問が呈されていました。

この点に関し、改正法は、上記「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件を、「本人の同意を得ることが困難であるときその他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」に改めています。

いかなる場合が「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」に含まれるのかについては、今後のガイドライン制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要がありますが、委員会は、改正法の制定に向けた議論の中で、「氏名等の削除」や「提供先との守秘義務契約の締結」といった措置の実施をもって「相当の理由」に該当し得るかのよう示唆する文書注)12を公表しています。これを敷衍すると、製薬企業や医療機関といった「公衆衛生の向上」等に関係する事業を営む者は、上記のような措置を確実に実施できる体制を整えること

注)8 委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」(2025年3月5日)2頁。

注)9 東京地決令和7年3月27日(令和6年(行ク)第5021号)及びその抗告審である東京高決令和7年10月17日(令和7年(行ス)第55号)。

注)10 委員会・前掲脚注6・2-14、2-15。

注)11 委員会・前掲脚注6・2-13。

注)12 委員会・前掲脚注8・3頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

によって、(後記(3)の例外に当たらない場合でも)ある程度広く個人情報を利活用する余地が生じ得るといえます。

(3) 病院等における学術研究目的での個人情報の取扱い

現行の個人情報法の下における本人同意要件の例外事由には、「学術研究機関等」が学術研究目的(学術研究の用に供する目的)で個人情報(ないし要配慮個人情報・個人データ)を取り扱う場合も含まれます(18条3項5号・6号、20条2項5号・6号、27条1項6号・7号)。

現行の個人情報法は、「学術研究機関等」を「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」と定義しています(16条8項)。特に医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態がありますが、上記定義に照らすと、大学附属病院は「学術研究機関等」に該当し得る一方、市中の病院・診療所等は「学術研究機関等」に該当せず、原則どおり本人同意要件の充足を求められることになるため、不均衡であるとの指摘がありました。

こうした状況を前提として、改正法は、「学術研究機関等」の定義中「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」の直後に「(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院…その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含む。)」とのカッコ書を追加し(16条9項)、市中の病院・診療所等も「学術研究機関等」として本人同意要件の例外規定に依拠できるようにしています。

なお、改正法の下でも、民間の製薬企業による新薬開発を目的とした研究開発等は、「学術研究機関等」による学術研究目的の活動とは解されない可能性が高いため、別途前記(2)の例外規定等に依拠する必要があると考えられます。

第3 リスクに適切に対応した規律

1 子供の個人情報の取扱いに関する規律

現行の個人情報法は、事業者による子供の個人情報の取扱いについて、親権者等の法定代理人が開示等の請求等を行うことができるとしている(37条3項、個人情報の保護に関する法律施行令(以下「個人情報令」といいます)13条1号)ほかは、成人と異なる特別な規律を置いていません。一方、本人の同意が必要となる個人情報の取扱い(前記第2参照)については、おおむね12歳から15歳以下の子供が本人となる場合、法定代理人等から同意を得る必要があるとの見解が委員会から示されています^{注)13}。

こうした状況を前提として、改正法は、成人であれば本人の同意が必要となる個人情報の取扱いや、本人への通知・明示等が必要となる個人情報の取扱い(個人情報法21条1項から3項まで、26条2項、27条2項・5項3号等)について、本人が16歳未満の場合は、本人ではなく法定代理人の同意や法定代理人への通知・明示等を要求するものとしています(改正法40条の2)。ただし例外もあり、例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合は、原則どおり本人の同意を取得し、又は本人へ通知・明示等を行うことで足りるとされています(同条1項1号、2項1号)。「知らないことについて正当な理由がある」という要件は、未成年者が法定代理人の同意なく意思表示を行った場合について取消しが制限される要件である「詐術」(民法21条)よりは広いと解されるところ、事業者においてどこまでの措置を講じれば「正当な理由がある」といえるのか(例えばオンライン

^{注)13} 委員会・前掲脚注6・1-62。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

サービス提供事業者の場合、ウェブサイト上で「私は16歳以上です」と書かれたボタンをクリックさせれば足りるのか)に関し、今後のガイドライン等の制定に向けた議論を注視する必要があります。

また、改正法は、16歳未満の者に対し、自らを本人とする保有個人データ^{注)14}について、原則として理由の如何を問わず(すなわち、適法な取扱いがされていたとしても)利用の停止、消去又は第三者提供の停止を事業者に請求する権利を認めています(35条9項・10項)。これにも例外があり、例えば、事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該保有個人データを取得した場合は、利用停止等の請求ができないものとされています(同条9項1号)。特に16歳未満の利用者が想定されるサービスの提供事業者は、事後的な利用停止等の請求に応じなければならない負担を避けたい場合、成人であれば本人の同意までは求められない個人情報^{注)15}の取扱いのみを企図するときでも、16歳未満の利用者に対しては常に法定代理人の同意を要求するなどの対応が必要になる可能性があります。

2 顔特徴データ等の取扱いに関する規律

現行の個人情報法は、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもののうちの一部を「個人識別符号」と定義し(2条2項1号)、生存する個人に関する情報であって個人識別符号が含まれるものは無条件に「個人情報」に該当するとする一方(同条1項2号)、個人識別符号が含まれる個人情報とそれ以外の個人情報とで規律の内容を区別することはしていません。

他方で、個人識別符号の中でも、いわゆる顔特徴データ、すなわち「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる顔の容貌」を電子計

算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号(個人情報1条1号口)については、不変性と追跡性の高さ、自動的、無差別かつ大量の取得が可能であること等の特徴が存在するため、プライバシー保護等の観点から慎重な取扱いが求められるとの指摘があります。これを踏まえ、委員会^{注)15}は、撮影した顔画像から顔特徴データを抽出して顔識別(当該顔特徴データとあらかじめ用意した照合用データベースに登録された顔特徴データとを照合してデータベースに登録されている特定の個人を見つけ出すこと)を行うカメラシステム(いわゆる顔識別機能付きカメラシステム)を設置・運用する事業者について、利用目的の特定(個人情報17条1項)に当たっては、当該システム自体の設置目的(例えば「犯罪防止目的」など)だけでなく、「顔識別機能を用いていること」も明らかにしなければならないとするほか、さらに追加的な措置として、当該システムの運用主体、当該システムで取り扱われる個人情報の利用目的、問い合わせ先、より詳細な情報を掲載したウェブサイトのURL又はQRコード等を、カメラを設置する施設の入口やカメラの設置場所等に掲示することが「望ましい」としています^{注)15}。

こうした状況を前提として、改正法は、個人識別符号のうち「特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換したものを「特定生体個人識別符号」と定義し、これが含まれる個人情報を「特定生体個人情報」と定義した上で(16条5項)、特定生体個人情報を取り扱う事業者に対し、①当該事業者

^{注)14} 事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ(個人情報16条4項)。

^{注)15} 委員会「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」(2023年3月)、前掲脚注6・1-14。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の氏名又は名称及び住所並びに(法人にあっては)代表者の氏名、②特定生体個人情報を取り扱うこと、③特定生体個人情報の利用目的、④特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容(例えば、顔の骨格、皮膚の色、目・鼻・口の位置・形状等)、⑤保有個人データの開示等の請求等に応じる手続等の事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことを要求しています(21条の2)。

特に①、③及び⑤は、現行の個人情報法の下でも保有個人データ一般について「本人の知り得る状態」に置くことが求められてきた事項ですが(同法32条1項1号から3号まで)、「本人の知り得る状態」には「本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む」ものとされており、必ずしもプライバシーポリシー等の文書の形で明記することが必須とはされていませんでした。改正法は、特定生体個人情報に係る上記事項につき、少なくとも「本人が容易に知り得る状態に置くこと」を求めているため、事業者は、例えばホームページへの掲載等の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態^{注)16}に置く必要が生じると考えられます。

また、改正法は、前記1の16歳未満の子供に関する個人情報と同様、特定生体個人情報についても、これを含む保有個人データの利用停止等の請求があったときは、原則として理由の如何を問わず(すなわち、適法な取扱いがされていたとしても)事業者において応じなければならないとしています(35条7項・8項)。16歳未満の子供に関する個人情報と同様、あらかじめ本人の同意を得て特定生体個人情報を取得(・生成)した場合は、例外的に事業者において利用停止等の請求に応じる必要がないとされていますが(同条7項1号・2号)、不特定多数の被写体の撮影を前提としたカメラシステムの場合、被写体全員から同意を得ることは事実上不可能であるため、利用停止等の請求(一種のオプトアウト)

ト)に応じられるようなシステムを構築することが重要と考えられます。一方、特定の施設への入退場を管理する顔認証システムの設置・運用のために特定生体個人情報を取得するような場合は、少なくとも照合用データベースに登録する対象者からは同意を取得することが可能と考えられるため、上記①ないし⑤等の事項を本人に通知しつつ同意を取得することが標準的な運用になっていくものと予想されます。

以上

注)16 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(2026年4月一部改正)3-6-2-1。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。